

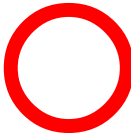

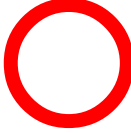
保税制度について(社内研修等参考資料)



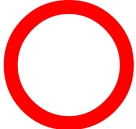




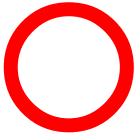
問題集 (保税工場用)

下記の記述につき、正しいものに「○」、また、間違っているものには「×」を記入してください。

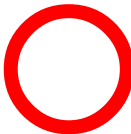
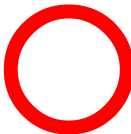
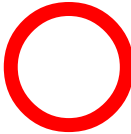
	問題	回答
1	保税工場とは、外国貨物についての加工若しくはこれを原料とする製造等が行える場所として、申請により税関長が許可する保税地域のことであり、当該工場にて製造された製品については外国に積み戻すことが前提となるため、製品の積戻しが行われない工場については、保税工場の許可はできない。	×
	製品の積戻しが行われない工場であっても、製品の用途、作業の性質等から判断して特に保税工場とする必要があると認められ、かつ、税関の取締上支障がないと認められるものに限り、保税工場の許可を受けることができる(関税法基本通達56-1(2))。	
2	保税工場において、保税作業に保税品として使用できるのは、製品に化体される原料品のほか、消耗的な補助原料や保税作業に使用される燃料も含まれる。	×
	保税作業に使用できる外国貨物は、製品に化体される直接原料のほかは、その消費数量が確実に把握できる消耗的補助原料のみであり、消費数量が不明確なもの、消費されないもの、作業行程中において使用する燃料等は使用前に輸入手続きが必要となる(関税法基本通達56-2)。	

	問題	回答
3	関税法第32条に基づく外国貨物の見本一時持出の許可を受けて持ち出した貨物につき、持ち出した貨物と併せて貨物全体について持出許可期間内に輸入許可となったので、持ち出した貨物を元の保税地域に戻し入れなくてもよい。	
見本として持ち出した外国貨物が、持出許可期間内に残余の外国貨物と一括して輸入許可を受けた場合は、その持出しに係る保税地域に戻し入れなくてもよい(関税法基本通達32-1(2))。		
4	外国貨物をくずとして処分する場合、関税法第34条に基づく税関への届出をすれば、関税等を納付することなく処分することができる。	
外国貨物の廃棄が滅却以外の廃棄であるときは、その廃棄後の現況により輸入手続を要する(関税法基本通達34-1(3)参照)。あらかじめ滅却の承認を受けた場合は、関税等を納付することなく処分することができる(関税法第34条但し書き)。		
5	保税工場の被許可者は、その管理する外国貨物についての帳簿を設けなければならないが、その帳簿の保存期間は、記載すべき事項が生じた日から2年間である。	
帳簿を保存する期間は、記載すべき事項が生じた日から起算して2年を経過する日(その間に当該帳簿について保税業務検査を受けた場合にあつては、当該保税業務検査を受けた日)までである(関税法基本通達61の3-1(10))。		

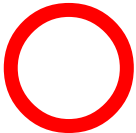
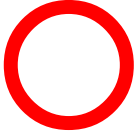

	問題	回答
6	搬入の時期が異なる原油を保税工場の同一タンクに蔵置することは、関税法第56条第1項にいう「混合」に該当し、保税作業となることから、当該蔵置の終了後に税関にその旨を届け出る必要がある。	
<p style="color: red;">保税工場の許可を受けたタンク等への貨物の同時蔵置については、関税法基本通達42-3に準じ、搬入の時期を異にする原油、同種貨物である液体貨物や穀物等(同一税番及び同一統計番号に属するもの)等は、その搬入の順序に従って同一の施設に蔵置されるものとして、いわゆる「同時蔵置」が認められる。当該「同時蔵置」は「混合」ではなく、単なる蔵置であって保税作業ではないことから、搬入時の記帳は必要であるが、届出は不要である。</p>		
7	保税工場は、原則としてその所在地を所轄する税関官署からの路程が25km以内(交通施設が整備されていればおおむね100km以内)の場所でなければならない。	
<p style="color: red;">保税工場の許可の基準は、基本的に保税蔵置場の規定(関税法基本通達43-1)に準ずるものの、「場所的要件」(同43-1(2))は準用の対象外となっている(関税法基本通達61の4-9)。保税工場の許可を受けるような工場は、税関官署から遠距離にある郊外に立地することが多いためである。</p>		
8	保税工場の被許可者である法人のすべての役員や従業員だけでなく、保税業務の委託先の企業のすべての従業者に対しても、社内管理規定の方針及び手続を理解させ、関係法令の遵守、税関周知事項の徹底、社内管理規定における各人職務を明確に把握させるため社内教育・訓練についての体制を整備し、継続して実施する必要がある。	
<p style="color: red;">保税工場の被許可者である法人のすべての役員や従業員だけでなく、倉主等が保税業務を他の者に委託している場合は、受託企業の役員及び従業員に対しても、被許可者の役員や従業員に対するものに準じた教育、訓練を行う必要がある(関税法基本通達34の2-9(6))。</p>		

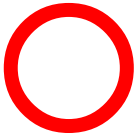

	問題	回答
9	<p>保税作業に使用する原料のうちの一部につき、輸入通関のうえで保税作業に投入する予定である。この輸入通関を保税工場で行うためには、保税工場の当該原料の蔵置場所について、関税法第56条第3項に基づく併設蔵置場の許可を受けなければならない。</p>	
<p>保税工場において使用する輸入貨物については、搬入から3か月の間に限り、保税蔵置場の許可を併せて受けているものとみなされ(関税法第56条第2項)、「保税工場において使用する輸入貨物」には、輸入の許可を受けて保税作業に使用されることが見込まれる原料品を含む(関税法基本通達56-16)。</p>		
10	<p>関税法第56条第2項の規定により、外国貨物を保税工場に入れた日から3か月間は、保税蔵置場の許可を併せて受けているものとみなされることから、保税工場とは別の工場で使用する原料を輸入通関するために保税工場に蔵置することは、搬入から3か月までの間であれば可能である。</p>	
<p>搬入から3か月の間に限り、保税蔵置場の許可を併せて受けているものとみなされるのは、「当該保税工場において使用する輸入貨物」に限定されていることから、当該保税工場以外で使用する輸入貨物については、関税法第56条第2項のいわゆる「みなし蔵置場」の規定は適用されず、そのような貨物を通関のために蔵置するためには、保税工場として許可を受けている場所において併設蔵置場の許可を受ける必要がある。</p>		
11	<p>保税作業を行う設備が古くなったため改修作業を行う場合、あらかじめその旨を税関に届け出る必要がある。</p>	
<p>保税工場の被許可者は、当該保税工場の貨物の収容能力を増加し、若しくは減少し、又はその改築、移転その他の工事をしようとするときは、あらかじめその旨を税関に届け出なければならない(関税法第61条の4による同法第44条第1項の準用)。</p>		

	問題	回答
12	平成28年4月1日に保税工場Aについて移入承認を受けた原料について、平成29年4月1日に別の保税工場Bについてあらためて移入承認を受けた。保税工場Bでできた製品は、平成30年4月1日までに保税工場Bから搬出する必要がある。	×
	保税作業において使用する外国貨物(当該貨物を使用した保税作業による製品を含む。)を保税工場に置くことができる期間は、当該保税工場に当該貨物を保税作業のために置くこと又は当該保税工場において当該貨物を保税作業に使用することが承認された日から2年であり(関税法第57条)、設問のケースでは平成29年4月1日から2年間、つまり平成31年4月1日まで、ということになる。	
13	平成28年4月1日に保税工場に搬入した原料Aと平成29年4月1日に保税工場に搬入した原料Bを同時に保税作業に投入した。できた製品は平成30年4月1日までに保税工場から搬出する必要がある。	×
	保税工場に置くことの承認を受けた日が異なる原料品を同時に使用して保税作業を行った場合における外国貨物の蔵置期間は、それらの原料品のうち最後に置くことの承認を受けたものについてのその承認の日から計算するため(関税法基本通達57-1(1))、設問のケースでは平成31年4月1日までに保税工場から搬出しなければならない、ということになる。	
14	既存の保税工場では納期までに製造できないほどの製品の発注があり、保税作業の一部を他社の工場に委託することとなったため、当該工場につき関税法第61条第1項に基づく保税工場外における保税作業についての許可を申請した。	×
	保税工場外における保税作業の許可については、関税法基本通達61-1に規定されているような要件を満たしている必要があり、設問のような理由による許可申請では、当該要件を満たしているものとは認め難いと考えられる。	

	問題	回答
15	許可を受けて保税工場外における保税作業をする場合であっても、保税工場外から再び元の保税工場に搬入され、それが元の保税工場から出された貨物の製品であることが確認できるか、又は保税工場外に貨物があっても実質的な貨物管理は保税工場の被許可者が行うものであることが必要となる。	
保税工場と保税工場外における保税作業を行う工場との間に、その保税作業に係る貨物について、設問のような関係にあることが保税工場外保税作業の許可の要件となる(関税法金通達61-1(4))。		
16	保税作業の開始及び終了の際に、その旨を税関に届け出る必要があるが、税関長が取締り上支障がないとして通知した場合、開始届は不要である。	
関税法第58条の保税作業開始の届出は、保税作業の種類又はこれに使用される原料品の性質が特殊なものであるため、税関における取締りの見地からその原料品の使用状況を常に把握しておくことが必要である等特別の必要がある場合を除き、同条但し書きの規定により、その届出を要しないものとして運用するものとする(関税法基本通達58-1(1))。		
17	税関長が指定保税工場として指定した工場は、都度保税作業の開始及び終了の届出をすることなく、使用した原料やできた製品の数量等を毎月報告することで足りる。	
「指定保税工場」とは、税関長が使用原料品の製造歩留まりが安定していることその他保税作業の性質その他の事情を勘案して取締り上支障がないと認めて、保税作業により製造される製品及びその原料品である外国貨物を特定して指定した保税工場をいう。指定保税工場においては、当該製品を製造するための保税作業の開始及び終了の際の届出を要しない(関税法第61条の2第1項)。その場合、毎月使用し、又は製造した外国貨物である原料品及びその製品の数量その他政令で定める事項を記載した報告書を翌月10日までに税関に提出しなければならない(同条第2項)。		

	問題	回答
18	複数の工程に分かれる保税作業について個別の工程ごとに管理することなく総量的に貨物を管理する場合、税関にその旨を申し出て要件を満たすと判断された場合、保税工場として許可を受けている期間中は当該総量的な貨物管理が可能となる。	×
	貨物の総量管理の適用を認める場合には、保税工場の許可期間を超えない期間で、かつ、3年を超えない期間を指定するものとする(関税法基本通達61の2-7(3))。	
19	保税工場に搬入した外国貨物につき、やむを得ない理由により保税工場での蔵置期間が搬入から3か月を超える場合、「移入承認を受けずに外国貨物を置くことができる期間の指定申請書」を税関に提出して承認を受けることにより、引き続き当該外国貨物を蔵置することができる。	×
	保税蔵置場とは異なり、承認を受けずに外国貨物を置くことができる期間の延長の手続は、保税工場においては存在しない。	
20	できた保税工場製品の一部につき、サンプル品として保税工場内に置いておきたいので、蔵置期間の延長の申請を行った。	×
	保税工場における外国貨物の蔵置期間の延長の手続は、保税蔵置場における外国貨物の蔵置期間の延長の手続の規定が準用され、当該延長は「税関長が特別の事由があると認めるとき」(関税法第43条の2第2項)に認められるものであるため、単に製品をサンプル品として保税状態で保税工場に置いておきたい、ということであれば、「税関長が特別の事由があるとみとめるとき」と認め難く、一義的には当該製品についての輸入許可を受けることが必要であると考えられる。	

	問題	回答
21	内外貨混合使用承認の期間は、原則として保税工場の許可又は更新の期間を超えない範囲内で包括的に認められる。	
	外国貨物と内国貨物の混合使用の承認は、原則として申請に係る保税工場の許可又は更新の期間を超えない範囲内に置いて包括して行うものとする(関税法基本通達59-1(1))。	
22	内外貨混合使用の承認を受けて保税作業を行った場合、保税作業終了後速やかに外貨に対応する製品の特定作業を行う必要がある。	
	内外貨混合で製造された製品のうち、外国貨物の数量に対応する製品の特定は、その使用開始後製造が終了するまでの期間を定め、当該製造期間経過後(当該製造期間内に製造が終了したときは、その後)遅滞なく行う必要がある(関税法基本通達59-4(1))。	
23	製品は原則全て積戻しを行っている保税工場において、外国貨物である原料の運搬時の梱包用に使用していたプラスチック製パレットにつき、国内で使用することなく処分するため、税関に適宜の書面を提出し国内引取りを願い出た。	
	貨物の積戻しをする場合又はその積戻しをするかどうか不明である場合において、その古包装材料のみを引き取ろうとするときは、当該古包装材料の関税が無税(特恵関税適用貨物の場合を除く。)であり、かつ、包装材料としての経済価値がほとんどないと認められるときは、適宜の書面の提出により国内引取りは可能であるが、そうでない場合は通常の輸入手続きをとることとなっている(関税法基本通達67-4-16(2))。プラスチック製パレットの関税率は有税であるため、同規定による簡易な引取手続は認め難く、関税を納付することなく国内で使用することなく処分したいのであれば、減却の承認を受ける必要がある。	

	問題	回答
24	保税作業による製品が、港頭地区保税地域において契約キャンセルにより次の契約待ちとなったため、保税運送により元の保税工場に戻した。	
	保税作業による製品が積戻しできなくなった場合には、便宜、保税運送により元の保税工場への搬入を認めて差し支えない。この場合、再搬入した製品については、改めて移入の承認は要しないものとし、保税台帳にその旨を追記させる(関税法基本通達61の4-7(3))。	
25	保税作業に使用する外国貨物が保税運送により保税工場に到着したため、保税作業に投入した。	
	関税法第61条の4において準用する関税法第43条の3第1項の規定に庵、保税工場に入れられた外国貨物は、あらかじめ移入の承認を受けた後でなければ、保税作業に使用することはできない。ただし、既に移入承認の申請を行っている場合等一定の条件を充足する場合は、保税作業に使用することが認められる(関税法基本通達61の4-5)。	